破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５５号
盛岡市南仙北３丁目３番25号
債務者　吉田清市郎
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５６号
盛岡市南仙北３丁目３番25号
債務者　吉田　正子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２号
山形県酒田市錦町３丁目６番地の20
債務者　佐藤ふじ子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第３４号
岐阜県可児市広眺ケ丘４丁目57番地、前住所岐阜県可児市広見６丁目40番地　朝日プラザ可児603
債務者　永原　直美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２２４１号
愛知県瀬戸市平町２丁目65番地
債務者　成田美智子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４２号
愛知県瀬戸市平町２丁目28番地
債務者　佐野　温子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９８号
名古屋市北区福徳町３丁目18番地　市営福徳荘５棟613号
債務者　水越祐賀子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９９号
愛知県犬山市大字羽黒新田字下蟬屋33番地、従前の住所名古屋市守山区瀬古１丁目1324番地　ダイアパレス矢田リバーズガーデン501号
債務者　水越　克己
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５３号
名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３　222号
債務者　垂水　幸文
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５号
愛知県一宮市大和町毛受字正寺７番地　フォーブルたつみ205号、従前の住所愛知県一宮市三条字西蛭子33番地６
債務者　川村　好明
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１９２号
愛知県稲沢市平和町下前浪77番地
債務者　若松　俊久
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５７号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本788番地347
債務者　平野　憲幸
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６８号
滋賀県彦根市高宮町948－１ペアガーデン203、住民票上の住所滋賀県彦根市野田山町1064番地23
債務者　吉井　寛貴
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６１号
岡山県津山市高野本郷1620番地６　促進住宅103
債務者　東穂　重弘
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２３７３号
福岡市南区長丘１丁目13番18―204号
債務者　松村　吉幸
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８６号
福岡市南区長丘５丁目16番４―202号
債務者　石井三重子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０７号
福岡市博多区東月隈４丁目５番６―609号
債務者　西山　和美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部